

平成 29 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録（第 4 号）

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	12 番	小 川 正 文
13 番	伊 東 温 子	14 番	鈴 木 敏 男
15 番	佐々木 正 明	16 番	宮 崎 信 一
17 番	加 藤 照 美	18 番	佐 藤 元
19 番	佐 藤 文 昭	20 番	菊 地 衛

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

11 番	佐々木 平 嗣
------	---------

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	佐 藤 信 夫	班長兼副主幹	加 藤 潤
主 事	土 井 絵 里 香		

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 洋
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市 民 福 祉 部 長 (福祉事務所長)	伊 東 秀 一
農林水産建設部長	佐 藤 均	商 工 観 光 部 長 (地方創生政策監)	佐 藤 克 之
教 育 次 長	齊 藤 義 行	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 次 博
消 防 長 兼 消 防 署 長	伊 藤 伸 司	会 計 管 理 者	浅 利 均
総 務 部 総 務 課 長	佐 藤 喜 仁	企 画 課 長	佐々木 俊 哉
財 政 課 長	佐々木 俊 孝	市 民 課 長	須 田 美 奈
子 育 て 長 寿 支 援 課 長	齋 藤 隆	建 設 課 長	土 門 保
観 光 課 長	藤 谷 博 之	教 育 総 務 課 長	池 田 昭 一
学 校 教 育 課 長	木 谷 玲 子		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第4号

平成29年3月6日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

はじめに、10番佐々木弘志議員の一般質問を許します。10番佐々木弘志議員。

【11番（佐々木弘志君）登壇】

●10番（佐々木弘志君） おはようございます。10番佐々木弘志です。

最近、アマゾンでベストセラーになった本「100年時代の人生戦略」や、それから昨日再放送されているのでご覧になった方もおられるかと思いますが、BS1、NHKスペシャルのドキュメンタリー「ダボス会議2017 どう生きる？人生100年時代」などで、人生100年の時代となると述べられています。人口学者たちが今の子どもたちの平均寿命を推計した結果、2007年にアメリカやカナダ、イタリア、フランスで生まれた子どもの50%は、少なくとも104歳まで生きる見通しだ。また、1987年に生まれた人は、98歳から100歳だとも述べておられます。平均寿命の上昇には、啓蒙活動の果たした役割も大きかった。例えば、耳の痛い方もいらっしゃると思いますが、喫煙と寿命の関係についての啓蒙キャンペーンは大きな効果をもったとも述べられております。このように、これまでの生き方は通用しなくなるとの記事や発言が目立つようになりました。まさに80歳まで働く時代になるし、健康寿命が伸びる時代になろうとしております。また、日本老年学会などから、この1月に、高齢者の定義を現在の65歳以上から10歳引き上げて75歳以上に見直すように提言されております。超高齢社会を活力あるものにするのが目的だとしているとのニュースでありました。しかし、現実を目を向けると、多くの課題が高齢者の前に立ちはだかっております。今日は、その一つである運転免許自主返納について質問いたしたいと思っております。

それでは、通告に従って運転免許自主返納について質問いたしますが、本件については、12月議

会での同僚議員の質問があったばかりであります。より返納がしやすい環境を整える観点で質問させていただきます。大変恐れ入りますが、質問の要旨の11行目の中ほどをご覧ください。意思をお医者さんの「医師」に変えてください。また、16行目の末尾の秋田県の「県」を削除してください。大変失礼しました。

それでは、質問に入ります。

「高齢運転者の死亡事故相次ぐ」とのニュースが新聞・テレビをにぎわす時代となってしまいました。以前より被害者としてクローズアップされてきた高齢者が、被害者としてだけでなく、今度は加害者として大きな事故を引き起こしております。安倍晋三首相は、昨年11月に関係閣僚会議で、取り得る対策を早急に講じ、喫緊の課題に一丸となって取り組んでほしいと指示したとのニュースもありました。また、道路交通法が改正され、平成29年——今ですね、今の3月12日以降に、講習予備検査、認知機能検査を受けた方は、検査の結果、認知症の恐れがあると判断された場合、医師による診断書の提出が必要となりました。先日、市長もこのことを述べられておりました。また、秋田県警察運転免許センターのお知らせによると、満65歳以上の方で運転免許証が不用になり、申請取消・返納し、運転経歴証明書を提示した場合は、秋田県内の全タクシーが1割引きとなります。秋田県内の全路線バス及び秋田内陸縦貫鉄道についても割引制度がありますとなっております。

そこで、下記の点についてお伺いします。

(1) 買い物や公共施設、公民館や役所と病院・医院等への公共交通利便性はどうかとなっておりますか。

(2) 公民館等公共施設、2階以上のエレベーター等の昇降設備、JRの五つの駅のエレベーター等昇降設備の現状と、設置されていない場合の今後の対策はどうしますか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。それでは、佐々木弘志議員の御質問にお答えをいたします。

一つ目の買い物や公共施設、病院等への公共交通の利便性についての御質問でございます。

コミュニティバスの運行につきましては、3月2日の市川議員の一般質問でもお答えしたように、繰り返しとなりますけれども、羽後交通生活バス路線の廃止に伴いまして、平成20年4月から院内線、そして平成22年4月からは釜ヶ台線・大竹線・上郷小滝線・上郷長岡線を運行しているところでございます。この運行路線の設定にあたりましては、廃止バス路線を基本に、駅や市役所、学校等の公共施設、病院や医院、スーパーマーケットを各自治会等と結ぶ路線として設定し、必要な都度、地域公共交通会議等で協議を行い、変更を加えるなどして現在に至っているところでございます。最近では、大竹線で金浦地域の医療機関と温泉保養センターはまなすを結び、また、上郷線ではにかほっと、道の駅を結ぶ路線として延伸する変更を行ったところでございます。幾分歩行を要するバス停もありますが、フリー乗降制を設けるなどしておりますので、運行路線の設定といたしましては利便性は私は確保されているものと、そのように思っております。

また、運転免許証を自主返納された方には、先ほど佐々木議員が申し述べておりましたように、にかほ警察署の協定によりまして回数券を有利に購入できる支援も行っておりますけれども、これ

も市川議員の一般質問にお答えしてるように、さらにどういう支援があるのか検討を加えてまいりたい、そのように考えております。

次に、二つ目の2階以上の公共施設のエレベーター等の昇降設備の設置状況と、されていない場合の今後の対応についてでございます。

2階以上の階層を持つ公共施設の数、そしてエレベーター等の昇降設備の整備状況については、今日配付させていただきました資料のように、庁舎や公民館、小中学校、勤労青少年ホームなど15施設で整備されておりまして、昇降設備がない施設、これが89施設となっております。また、JRが所有する市内五つの駅については、昇降設備は設置されておりません。

昇降設備を有していない施設の今後の対応については、その施設の利用状況も当然ですし、費用対効果も当然でございますが、そうしたものを見極めながら検証してまいりたいと、そのように考えております。

なお、駅についてJRに確認したところ、現有施設に昇降設備の設置は考えておりません、そういう回答でございましたので、有人の駅であれば——人がいる駅であればそういう階段を苦勞するのに、お客さんにはそれなりの手当てはしているようですけども、今の段階では昇降設備等は考えていないというふうな回答でございました。

●議長（菊地衛君） 佐々木弘志議員。

●10番（佐々木弘志君） 市長のあれでは、JRの方では考えていないということでありますけれども、ちょうど新年度予算にですね、新規事業として金浦駅こ線橋点検委託が計上されております。もしもこの金浦駅こ線橋点検委託事業が採択された場合、エレベーターの設置の件もJRと協議してはどうでしょうか、お伺いしたいと思います。というのは、このエレベーターの設置というのは、単に運転免許自主返納のみならず、観光客、あるいは都会からふるさとへ帰ってくる人たち、いろんな形で、同級会で帰ってきたり、同窓会で帰ってきたり、結婚式で帰ってきたり、あるいは法事とか、例えばいろんな年祝い、古希とか喜寿とかで帰ってくる、その時にお孫さんを連れて帰ってきたりなんかするという時に、やはりこういう、幾ら田舎の駅であってもそういう施設があった方がいいというようなことがやっぱり必要ではないかなと思います。

そして、どこのJRのところと協議なさったか分かりませんが、この件については、やはり高齢者に対する優しい思いやり、それから観光客に対するおもてなし、そういう観点からも、どうか県や、あるいは国会、そういうところも利用しながら、ぜひ実現させていただきたいなと思っております。国会には国会担当のJRの担当者がございますから、そういう方々にぜひ交渉していただくと——国会議員を通してですねお願いしていただくと、そういうこともしていただければありがたいなと思っております。

また、公共交通の利便性についてでありますけれども、先日の同僚議員の質問で、福祉の観点で無料化の話もありました。そこで私の意見をつけ加えますと、もちろん無料化も結構でございますけれども、どこでもコイン一つで、いわゆる100円でも行けると、そういうふうにしますと利用の拡大にもなるのではないのでしょうか。ぜひ無料化とともに合わせて検討してみたいかと思いますが、お尋ねしたいと思います。

それから、いろんなルート変更なんかなさってるというのは私もよく存じておりますし、私の家の前も通っているような形でございますけども、やはり何か空気を乗せているような形の時もあります。それで、私はね、一番バスを——コミュニティバスは乗ったことないんですけども、一般の羽後交通のバスは、まず議員の中でも一番乗っている方じゃないかなと思っております。旧3町をね結ぶルート、これがないんですね。旧3町を結ぶルートの検討ですね、これも大変難しいことは私は分かっております。羽後交通との協議、これが必ず必要であるということでもありますから。例えばですね、仁賀保駅、TDK歴史館、仁賀保庁舎、そしてフェライト科学子ども館を通過して白瀬南極探検隊記念館、金浦庁舎、金浦駅、はまなす、道の駅、蚶満寺、象潟駅、象潟庁舎、このコース設定などの、いわゆる旧3町を横断するコース、これは検討に値するのではないかと思います。大変相手があることなので難しいことは分かった上で提案しております。

先ほども申しましたが、このことは市民の福祉のみならず、今まで観光客等から、不便だと、そういう苦情解決の一助にもなるのではないかなと、そういうふうに思っております。検討と、羽後交通など利害関係者、国、県、関係機関などにも要望、あるいは協議してはいかがか、改めてお尋ねします。

また、本日、大変御丁寧に昇降設備設置状況一覧をいただきました。この件については二つほどお伺いしたいと思います。

まずは市営住宅の件でございますけども、3階に現実的に今、高齢者が入居なさっているかどうか、それが一つ。

もう一つは、郷土資料館の件であります。私も金浦の福寿大学に入っておりますので、そこで郷土資料館に行った時があります。また、老人クラブにも入っておりますので、その件でも郷土資料館の方へ行ったことがあります。やはり皆さんから聞こえるのは、エレベーターがなくて不便だなというような話でございました。今後のその設置予定はないかどうか、これもあわせてお尋ねしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） それでは、再質問にお答えをいたしますが、金浦駅の今の予算については、旧金浦町が整備した跨線橋、あれが鉄骨が大分腐食していて落下すると、それが列車にあたって事故があれば、当然市の責任ですとね、そういう形の中で補修するものであって、エレベーターとかという考え方で交渉はしておりません。既存のものをいかにして事故が起きないようにして修繕していくかという形で、今その事業を進めようとしております。

それから、公共交通の利便性、ワンコイン化、これも含めて検討はさせていただきますが、空気を運んでる時間帯、やっぱりあります。そのあたりをどうするか。それから、これは2日の日に申し上げたように、場合によってはデマンド交通みたいなものを組み合わせながらやる方法、要するに予約制で運行するという形のものも当然これからは考えていかなければならないんだろうと思っておりますが、旧3町を結ぶ路線というのは、国道7号については羽後交通の路線になってますから、これにかなかなかコミュニティバスが入れないんですけども、乗り継ぎによって旧3町間を行けるようなものを、今、公共交通網整備計画の中で検討するというのを盛り込んでおります。ですから、一つの

バスに乗れば旧3町をずっと行けるわけではないんですけども、うまく時間帯を乗り継いでいけるような形のものをこれから検討しようということで、今の交通網整備計画の中に課題として挙げているところがございます。

公営住宅は、昇降設備はありません。ありませんので、これについては高齢者が3階のところにいるかどうかは、担当部課長等からお答えをさせます。

郷土資料館についても、最初に担当の方からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） おはようございます。ただいまの公営住宅の関係についてお答え申し上げます。

市営住宅の各階へ的高齢者の入居数については、現在確認しておりません。今後早急に入居状況の確認に努めていきたいと思っております。

なお、上部階層、3階等に入居されてる高齢者の方から、不自由があるので1階・2階に入居がしたいという申し出があれば、相談に応じております。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育次長。

●教育次長（齊藤義行君） そうすれば、象潟郷土資料館のエレベーター設置についてでございますけれども、平成29年度の改修事業においてはエレベーターの設置は見込んでおりません。なぜかと申しますと、この資料館については、将来的に市の郷土資料館をどこに置くか、現在の施設をどのように活用していくかということを見極める必要がありますので、この辺をもう少し時間をいただきながら設置の可否を決定していきたいと考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木弘志議員。

●10番（佐々木弘志君） 今回の質問は、なぜこの運転免許自主返納について質問したかと申しますと、私どもの地域の文化活動等のリーダーとしてですね長く貢献なさっておられる80代半ばを過ぎた大先輩の市民の方が、この2月の会合の挨拶の中で、運転免許自主返納についてお話いただきました。家族会議を開いたりして、家族の様々な意見を参考にしながらも、最終的に御自分の判断のもと、運転免許自主返納を決断したとのことであります。その時のその方のお話を参考にしながら今日は運転免許自主返納の観点で質問いたしました。この二つのこと、公共交通利便性、そしてエレベーター等昇降設備のことは、先ほども私申し上げましたが、運転免許自主返納のみならず、お孫さんたちと一緒にふるさとかほ市に、お盆や正月、法事、結婚式、古希・喜寿などの年祝い、同級会や同窓会等々に帰郷する高齢となった方々、観光立市としてにかほ市を訪れる観光客に向けての思いやりのあるおもてなしとして、また、通院の皆さんや高齢者の方など、足腰に不自由な方々への優しさあふれる利便性向上のためにも、バリアフリーとしてのエレベーターの設置をJRに強く要望していただくことや、羽後交通はじめ関係機関への陳情・協議などを期待しまして質問を終わりたいんですが、いま一度市長の見解をお尋ねします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） JRのことはよく知っていると申しますが、それぞれの特急でさえも、こちらの方でいろいろ要望しても、乗るお客さんが少ないということでだんだん減らされてい

ます。要望はJRにも国の方にもして、いろいろな形で。ですけども、JRも民間ですからね、民間ですから赤字になるようなことは絶対しません、最近。だから複線化のやつもお願いしていますし、最近知事が羽越本線の新幹線化ということにも名乗りを上げて、これから活動していくという形ですけども、駅のバリアフリー化についても、JRでは、幾ら言っても恐らくやらないと思います。だとすれば、今佐々木議員がお話のようにバリアフリー化という形になれば、当然市の事業でやらなくちゃならない。けども、市としては限られた予算の中で、なかなかそこまでは手が回らない状況だということは御理解いただきたいと思います。JRに幾ら要望しても、国会議員の先生方をお願いしても、今の状況からすると、小さい駅のところでそういうもの、昇降設備をつくるということは当然実現は難しいと思います。だとすれば、やるとすれば市単独事業しかないと思います。それも無理だと、私は今の段階では思っております。以上お答えにならないかもしれませんが、そう考えております。

●議長（菊地衛君） これで10番佐々木弘志議員の一般質問を終わります。

次に、4番（佐々木春男議員の一般質問を許します。4番佐々木春男議員。

【4番（佐々木春男君）登壇】

●4番（佐々木春男君） 初めに、大変恐れ入りますが、(1)の③のところの「就学援助の基準の引き上げ」と私通告書には書いておきましたけれども、引き下げの方が適正な文字だようでございますので、「引き下げ」に訂正していただきたいと思います。

それでは、質問いたします。

経済状況が厳しい家庭の子どもへの連鎖対応と、子育て支援に関連してお伺いいたします。

政府筋は2014年の全国消費実態調査で、相対的貧困率が前回（09年）平成21年調査の10.1%から9.9%へ0.2ポイント下がったことに、相対的貧困率のボーダーのところのいた人々の所得が上がったからということにはほかならない。私たちが進めている政策が一部の人を豊かにしているということではなくて、まさにこれは、この恩恵はもっと多くの人たちに及んでいると言っておりますが、一方では、相対的貧困率のボーダーである所得下位10%に位置する層の可処分所得が、2万4,000円も低下したのに相対的貧困率が低下したのは、貧困の基準（貧困線）が貧困層の可処分所得以上に減少したからです。その背景には中間層の可処分所得の減少があり、貧困が中間層まで広がっているのです。貧困層が豊かになったとは決して言えませんと結んでいるものもあります。今の私たちの実感からすれば、うなずけるものであります。貧困と格差が拡大し、子どもの6人に1人が貧困ラインを下回ると言われ、とりわけひとり親家庭の貧困率は54.6%で、これは経済協力開発機構の加盟国34カ国で最悪であると言われております。そして、この子どもの貧困が増えている大もとには、非正規雇用の増加と低賃金があるとされます。生活の厳しい状況を世代を超えて連鎖させないように、子どもの健やかな成長のためにという観点から質問いたします。

初めに、就学援助制度に関連してお伺いいたします。

就学援助制度は、国の制度でありながら準要保護の認定基準、申請方法や給付内容などの運用は市町村に任せられる仕組みになっているため、県別の援助率を見れば、地域性の違いもあるでしょうが、大きな差があるようです。逆の見方をすれば、市町村の就学援助に対する考え方次第で、大

変利用しやすい制度になり得るといえると思います。

市では今年から、就学援助家庭の新入生児童生徒の学用品を一番必要とする3月に支給するとしました。この措置は保護者からは大変喜ばれるものであります。市の英断に敬意を表するものであります。

それでは質問いたします。

今年申請された数はどのくらいありましたでしょうか。

2、この案内と申請方法はどのように行われましたか。

これまで生活保護基準の引き下げが行われましたが、それにより援助の対象から外れてしまう児童生徒が生まれることが心配されるわけですが、就学援助の基準はどうなっていますか。

3、基準の引き下げはありましたか。

次に、学校給食費に関連してお伺いいたします。

学校給食法は食育の推進を掲げていますが、全日本教職員組合の調査などでは、食をめぐるの貧困の子どもへの連鎖の状況は、私たちが感じているものとは違う状況にあるようです。この学校給食費の全額補助はもとより、半額補助、多子世帯の補助など、補助している自治体は広がってきております。県内でも4自治体の実施しておりますが、実施自治体の教育委員会や給食センターの担当者の保護者の反応として、負担が軽減され大変喜ばれていると回答しております。市内の保護者の方々からも、無償を望む声が聞かれます。

本来、国が国の責任で全ての子どもたちが安心して食べることができるようにすべきものでありますが、働く者の環境が低下している中、自治体の独自の施策は子どもや家庭を励ますものです。学校給食費無償化は、貧困の連鎖をさせない、健やかな子どもの成長のためにもぜひ取り組むべきものと考えますが、いかがでしょうか。

次に、児童扶養手当についてお伺いいたします。

先ほども申し上げましたが、日本のひとり親家庭の貧困率は54.6%と、経済協力開発機構加盟国34カ国で最悪です。母子世帯の親たちの就業率は80%を超えておるようですが、ほとんどはパートなど非正規と言われております。かつてこの支援策が、就労による自立、養育費確保の自己責任と方向転嫁され、働いて少し収入が増えると減額される仕組みにされました。本来手当を受けていて、さらに働けば収入が増えるはずですが、働いたら手当を減らすので、いつまでも総収入は増えないこととなります。この問題の大もとには、男女の賃金差、非正規雇用の低賃金があるわけですが、市として、働いて収入を得て、それに手当で上乗せをして収入を全体的に増やすというような制度の拡充の考えはありませんか。

また、年3回の支給を毎月にするにより、より計画的な生活に近づけることが可能になると考えますが、市独自の制度の拡充の考えはございませんでしょうか。

次に、奨学金制度について伺います。

家庭の経済的事情により高校進学を諦めざるを得なかったり、大学に入っても中退せざるを得なかったり、奨学金制度も教育ローンに過ぎず、若者が多額の借金を背負って社会人になっています。大学を卒業したが正規社員になれず、奨学金の返済に大変困っていると。あるいは、この給料から

奨学金を返済しなければならないのなら、生活が大変だったというお話を伺う機会がありました。ここにも、大もとには非正過雇用と低賃金の問題があらわれております。どんな家庭の子どもも、高校はもとより専門学校、大学に安心して学べるように、給付型奨学金の創設で子どもたちを応援することが必要と考えますが、いかがでしょうか。この件につきましては、私以外にも複数の議員が提案していることをつけ加えさせていただきます。

次に、子どもの医療費無料化についてお伺いいたします。

市は、これまでも子育て支援策として、保育料の軽減や子どもの医療費を中学生まで無条件に無料にするなど、しかも国のペナルティーを受けながらも押し進めてきたことに敬意を表するものであります。先ほど来何度も申し上げておりますが、親世代が経済的に厳しくさせられている環境の中、将来を担ってくれる子どもたちが安心して医療を受けられる、これほどのものはないと思います。これも県内でも少しずつ広がりつつありますが、高校卒業まで拡充する考えはありませんか、お伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、佐々木春男議員の御質問にお答えをいたしますが、貧困の子どもへの連鎖対応と子育て支援という御質問でございます。私からは、(3)の児童扶養手当についてと(5)の子どもの医療費無料化をお答えいたしまして、他については教育長等がお答えをいたします。

(3)の児童扶養手当についてでございます。

児童扶養手当は、御承知のように、離婚や配偶者の死亡によりひとり親となった世帯に18歳到達後最初の3月31日まで児童を監護している方に支給される手当で、平成28年3月現在、全国で約100万世帯、秋田県で約9,000世帯、にかほ市においては203世帯となっております。手当の額は、対象児童1人の場合、最高が4万2,330円、2人の場合は5万2,330円、3人の場合は5万8,330円で、人数によって支給額が増えることとなります。また、受給資格の所得に応じて10円刻みで支給額が減額されまして、所得が一定以上ある人は受給できない仕組みとなっております。一方、手当の費用負担についてでございますが、財源としては国が3分の1、市が3分の2の負担となっております。ちなみに平成27年度の決算では、総支給総額が約9,300万円、国が3分の1でございますので約3,100万円が国庫負担、残りの3分の2の約6,200万円が市の負担となっております。詳細な支給要件などは児童扶養手当法に規定されており、同法に基づき支給しておりますが、手当の趣旨としては、受給者の自立を図り、家庭生活の安全と向上に努めることとなっており、将来の自立に向けた制度でございます。

市が単独で制度の拡充をする考えはありませんかという御質問でございますが、制度の趣旨を鑑みても、国の制度をさらに拡充して手当を支給するという考えは現在持っておりません。

次に、(5)番目の医療費無料化を高校卒業まで拡充する考えについてでございます。

にかほ市では、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るために、平成26年度からは福祉医療として中学生卒業まで、これを対象として、そして所得制限を撤廃しております。平成28年8月から県が対象年齢を中学生まで拡大いたしましたけれども、県の基準においては、所得制限や年齢、そして課税の有無により一部自己負担が生じますけれども、そうした方に対しても、にかほ市は先ほど申し

上げましたように単独で完全無料化をしているところでございます。

このような地方単独事業に対して、先ほどありましたように国保では国庫補助金の減額調整をこれまで行ってまいりました。要するに、無料化することによって国保からも療養費として出ていく、その分は国では支援しませんよということで減額されてまいりましたけれども、しかし昨今の子育て支援の政策と逆行すると、この形は。逆行するということで、市長会などを通して国に要望してきたわけでありませけれども、これについては、未就学児まで減額調整を平成30年度に撤廃するとしておりますから、幾らかの分はこれから国の方で助成金がこれまでよりは増えるような形になろうと思っておりますが、しかし、国では自治体に対して、見直しで生じた財源について、さらに医療費の助成の拡大ではなく、他の少子化対策の拡充に充てることを求めると一文がつけられたところであります。

県内では、平成28年度から小坂、三種、八峰の各町が所得制限なしで18歳まで、鹿角市が所得制限ありで高校3年生まで拡大しており、平成29年度は藤里町でも実施するような内容になっているところでございます。県内においては、所得制限をなくして制度を拡大しているところや、所得制限を行いつつ年齢を拡大して実施するなど、様々な支援を実施しているところでございます。

このような中で、入院時の食事療養費の助成については、県内でにかほ市だけが実施しております。これらは、障がい者医療のみならず、子どもの医療に対しても有益な制度であると、そのように考えているところでございます。

御質問の高校生の医療費無料化については、現時点では実施する予定はありませんが、少子化対策や大学生などの地元定着などを高めることなどを考え合わせますと、まだ具体的な支援は決まっておりませんが、高校生の医療費無料化よりも、財政的な課題もありますけれども、他の支援策を講じることも効果的ではないのかな、そんな思いをしているところでございまして、高校生までの医療費の無料化は考えておりませんが、子育て支援、あるいは地元定着を高める上でどうした支援がいいのか、これからさらに検討していきたいと思っておりますが、何しろそういうこともできるのはお金があってできることでありますので、そういうことも十分踏まえながら行っていきたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育長。

●教育長（齋藤光正君） それでは、佐々木春男議員にお答えいたします。

その前に皆さんにお願いですが、明日、高校生の一般入試選抜があります。それで、皆さんで、にかほ市の子どもたちが自分の目指す高校に合格できるように心から願っていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、(1)については教育次長に答えさせます。

2の学校給食費についてお答えいたします。

まず、学校給食の無償化についてお答えしますが、にかほ市学校給食費については、平成29年度4月から全ての学校給食を公会計において会計処理するというふうになりました。12月定例会においては、にかほ市学校給食に関する条例制定を議決していただきました。このことにより、学校給食にかかわる予算は、歳入で1億1,582万9,000円、歳出で2億2,627万円であります。歳入は、賄い材料

費相当額として保護者からいただく給食費であります。歳出は、賄い材料費のほかに、人件費、光熱水費、設備に要する経費であります。よって、市が負担する額は1億1,044万1,000円で、全体の48.8%に当たります。

このように公会計に変わってきますと、今まで漫然として続けられてきました保護者負担が、保護者が払うべきかとか、いや、税金を充てるべきかというふうな議論が当然されてくるだろうと思います。現に佐々木春男議員がおっしゃるとおり、全国でもこのことがもう進められているところがあります。しかし、学校給食法第11条2項にも規定されているように、給食の賄い材料費相当額は児童生徒の保護者が負担するとあります。つまり学校給食費は、保護者負担が一般的であると言えます。要保護または準要保護世帯においては、この給食費も支給対象となっております。また、食育基本法の前文、それから文科省が出された食に関する指導の手引きにも規定されているように、自然の恩恵や食にかかわる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めること、食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々に感謝する心を持つとあります。このことから、学校給食を通して、命あるものをいただくことに対する感謝の思いを持つことや、食物を生産する人や加工する人、調理する人、給食費を支払ってくれるお父さん・お母さんなど、食にかかわる様々な人々に対する感謝の気持ちを育てることも大切ではないかと考えております。

このようなことから、小・中学校が義務教育であるとはいえ、学校給食を無料化にするということは現在考えておりません。しかし、市長も申し上げましたが、子育て支援の充実というふうなことを考えると、例えば第3子以降は無料にするというふうなこともこれから検討していかなければいけないと思います。御理解のほどをよろしく願いいたします。

それから、4の奨学金についてお答えいたします。

この奨学金の無償化、つまり給付型奨学金については、昨年の9月議会で伊藤知議員から御質問がありました。その際に、給付型奨学金については現時点では計画しておりませんが、伊藤知議員の指摘された、学ぶ意欲の応援、貧困の連鎖の防止、優秀な若者の県外流出防止、定住・移住対策、人口減少対策などの視点から、にかほ市においても具体的なメニューを構築する必要があるとお答えしております。

そこで、昨年の10月に規則の改正を行い、月々の返済負担を軽減するため、平成29年3月卒業生から貸し付け期間を2倍から3倍にし、12年間で返済できるようにしました。このようなことから、奨学金の無償化は、つまり給付型奨学金は現時点では考えておりませんが、今後は定住また移住、若者の就職、そういうふうなことにつなげるというふうな視点からは、償還の減免並びに地元就職者に対する奨励金、そういうものも他市町との動向を踏まえて今後検討課題として考える年にしたいと思いますので、御理解のほどよろしく願いいたします。以上です。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育次長。

●教育次長（齊藤義行君） そうすれば、(1)の就学援助費についての御質問にお答えいたします。

初めに、①の申請された数についてお答えいたします。

申請された数は、小学校新1年生が7名、中学生新1年生が12名です。合計19名です。世帯数としては18世帯となっております。

それから、2番目の案内と申請方法についてお答えをいたします。

案内は四つの方法で行っています。一つは、1月1日付の市広報の公共機関からのお知らせという紙面に掲載してございます。二つ目としては、市内の各保育園・幼稚園等に通知いたしまして、園だよりを通して、年長時の保護者へお知らせをしております。三つ目としては、各学校に対しても通知をして、学校だよりに掲載していただいております。四つ目として、現在認定されている世帯全てに通知を出しております。

次に、申請方法ですけれども、市の広報にも示しておりますけれども、二つの書類を提出していただくこととしております。一つとして、申請書です。また二つとしては、平成28年中の収入が分かるものとしてございます。申請書は教育委員会学校教育課か、あるいは各市民サービスセンターに備えつけております。提出については、担当職員が書類等の確認を行う必要があるために、教育委員会学校教育課というふうにしております。

③の就学援助の基準についてでございます。

昨年の6月議会でも申し上げておりますけれども、就学援助制度の認定基準は、収入額が生活保護法による保護の基準の1.2以下としております。

先ほど、基準の引き上げということで、訂正されまして引き下げということでしたけれども、これは引き上げだと思えます。生活保護法の基準の1.2以下とする、これを下げてしまえば、例えば1.0ということは生活保護と同じレベルになるということなので、もっと厳しく基準がなるということです。1.2を例えば上げるということは基準が緩和されるということです。緩和していただきたいということだと思えます。この基準については、現在ほとんどのところで変えておりませんので、この基準については市独自の基準を設けるという現在の考えは持ってございません。以上です。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） それでは、お伺いいたします。

先ほどもお話しましたように、就学援助の運用の仕方は一様ではなく、市町村のやり方に任せておるようなことではございまして、周知の方法も今述べてもらいましたが、中には全く知らせてない自治体も日本の中にはあるようです。自治体の役割としまして、全ての家庭に認定の目安の額を世帯構成員別に明示するなど、分かりやすい内容で制度を確実に伝える、そういう手立てを講じることが必要なのではないかとこのように思います。申請の方法では、自治体の中には就学援助の案内と同時に申請書も全家庭に配布しているところもありますし、申請書は郵送でも可能としているところもあるようです。先ほどもお話ありましたが、認定に必要となる添付書類が求められておりますが、自治体のシステムで所得等の確認を行い、申請書のみでいいとする自治体もあるようです。中には、保護者が不定期・不安定な仕事なので疲れているケースも増えている中で、仕事を休まなくても利用しやすいようにしていく必要があるのではないのでしょうか。

認定の基準についてですが、私は下がるのが、といいますのは、私も上がるのか下がるのところでこう迷っていたところがあるんですけども、いずれ認定ラインが下がってしまうということが心配されるわけで、下がってしまうっていうか、今までこのラインにあったものが、基準の数値が下げられて、で、所得がその分だけオーバーしてしまうという意味で私は下がるっていうふうにご

直したんですが、いずれにしてもそういう意味で私は考えております。このような、そうすると今までもらっていたものがもらえないようなケースも中には出てくるわけですので、その生活保護費の基準が下げられると——レベルを下げると、何ぼ1.2掛けても下がった分だけ所得がはみ出るといふようなこともありますので、中には、この話ではないんですけども、去年まで認定されていた方が624円オーバーしたということで非認定になったという、そういう厳しいケースもあったようです。こんなことがないように、その人は非常に大変経済的に厳しい状況には変わりないのですから、こういう状況が生まれえないような配慮が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

2017年の政府予算では、要保護世帯に対する就学援助のうち、新入学児童生徒に対する入学準備費用の補助単価が2倍に引き上げられたというふうにあります。準要保護世帯に対する補助は、現在自治体任せになっておるようですが、予算書にそのまま上乘せになることを望むわけですが、いかがでしょうか。

次に、学校給食費についてお伺いしますが、2011年に全中学校で完全給食が実施された九州地方のある自治体での検証アンケートでは、完全給食実施後、給食欠食の生徒が減り、不登校の生徒も給食を楽しみに学校に来るようになったなどの変化があるようです。つまり給食は、教育の一つと言えるいい事例ではないでしょうか。給食無償化、減額措置は、様々な形で県内でも県外でも少しずつ——先ほども市長のお話もありましたように少しずつ広がっておるようです。当市で行っている地元の農産物・海産物を使った給食による食育と同様に、地元産食材の使用機会を増やしているところでは、直接保護者の給食費を軽減するものではありませんが、農家の応援になったり、給食担当者の励みにもなっているようであります。県内では、全額補助2自治体、半額補助3自治体など、様々な形で7自治体が無償化・減額化を行っておるようです。例えば、給食に使う市内産の米の価格への補助ということがあれば、単に給食費を軽減するだけでなく、米価農家を応援することにもつながるのではないのでしょうか。

次に、児童扶養手当についてお伺いいたします。

拡充の考えはないという答弁でありましたけれども、この年3回の支給——4ヵ月に一回の支給になるわけですが、先ほども申し上げましたように毎月にするにより、より計画的な生活に使うことが可能と考えますが、こういうふうなやり方をやっておる自治体も中にはあるようです。検討してみたいと思います。

次に、奨学金についてですが、国による給付型奨学金制度もできるようですが、対象者は住民税非課税世帯に限定されるなど、進学者数の2%程度のようなようです。それに、成績が悪ければ返還もあり得るといい、給付に値するのかどうか批判もあがっているようです。全国大学生活協同組合連合会の学生生活実態調査では、親の援助や奨学金による収入が減少傾向にあり、アルバイト収入を増加させるなど、学生の苦しい経済状況があらわれているとしています。奨学金を受ける学生の93.1%は貸与型を利用しており、貸与型利用者の73.4%が返済に不安を感じているとしています。卒業しても正社員になることができなく、仕事を掛け持ちしながら返済している例も多いようです。また、重い学費負担に耐えきれず、進学を断念する学生、年間約2万人ほどおるそうです。進学を断念する高校生や中退する大学生も多くいると言われております。今日のある日刊紙の記事によりますと、

日本学生支援機構によると、奨学金返済の滞納者に対する給料の差し押さえ——これは滞納が続くと差し押さえするようなんです、2004年に1件、2015年に498件、この10年間に498件も増えている。グラフを見ますと、大体——大体じゃなくて、2012、13、14あたりがぐんと上がって300件程度がこうなってるんですけども、15年には498件になったと。これは、非正規雇用が増えており、返したくても返せない状況であるというふうに見ております。将来を担う若者が、お金の心配もなく、安心して教育を受けられる環境が求められると思います。どの子ども安心して教育を受けられる環境づくりが急がれるのではないのでしょうか。

医療費無料化について再質問いたします。

先ほど市長のお話にもありましたように、18歳、年度末までの医療費無料化は、県内では4からで、平成29年度からは5自治体になるようです。他の自治体に先駆けてというより、子どもたちが安心して医療を受けることができ、健やかに育ってくれることは市にとっても何よりのことだと思います。新たに変わった県の補助を勘案すれば財政的にも可能と思いますが、いかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 児童扶養手当の毎月の支払いについては、担当部長からお答えをさせます。

それから、医療費無料化については、先ほど申しあげましたように、平成28年から途中から県が中学生までの所得制限ありの形の中で医療費支援をやっていますが、先ほど申しあげましたように、その分では浮くことは浮きます——若干浮きます。浮きますけれども、先ほど申しあげましたように、少子化対策、あるいは地元定着を高めるためにも、こういった医療費、高校生までの医療費でいいのか本当に。それよりももっともその効果を高める——お金を使う以上の効果を高めるためにはこういう支援策がいいのではないかなということも十分検討しながらですね、少子化対策、あるいは定着率を高めていきたい、そういう考えでいるところでございますので、県の支援があったからといって今の段階で高校生まで医療費を無料化するという考えは持っておりません。

あとは、いろいろ奨学援助等についても教育委員会の方から答弁させますけれども、いろいろ話聞いてね、こういう話して本当に市町村でできるのかなって、これ国が手当しなければならぬようなことではないかな。私たちでは限られた、自主財源が少ないところでね、財源が豊かなところであればそれは可能かもしれませんけれども、そう今、佐々木議員の質問聞いていて、そう思いました。この点については教育委員会の方から答弁をさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育長。

●教育長（齋藤光正君） それでは、給食費の方の再質問についてお答えいたします。

確かに憲法第26条には、義務教育は無料化であるというふうな捉え方が大きく出てますが、先ほど申しあげたように、いろんな意味で教育的な配慮とか、または子どもを育てる心、それからそういうものを考えた時には、どうしても、それから財政的なことも考えると、今すぐ無料化というふうなことはできないような感じがいたします。確かに今、東成瀬村が、それから八郎潟と、二つは無料化なってます。八郎潟は2,245万幾ら、東成瀬は966万円を今、無償化のためにまちの方で補助してるみたいです。人数が人数ですから、例えばうちの方は先ほど申しあげましたように、にかほ市で全無料化にすると約1億1,400万円かかります。そういうふうな財政のことを考えると、もう少

しやっぱり検討していかなきゃならないものだと思います。

そしてまた、今、全国では給食費の無償化は、まず51市町村でまず完全実施。その内容を見れば、ほとんど小さいまち、また、小さい市、子どもたちが少ないところにまず完全実施をやっているところが多いです。そしてまた、先ほど私が一つの提案として、第3子以降を無償化にするとか、そういうことも検討の一つの方法があるんじゃないかというふうに申し上げましたが、この第3子以降の無料化は、148市町村にやっております。そういうふうなまず全国のそういう動向とか、または秋田県の動向、そういうものを見ながら、もう少し検討させていただきたいというふうに思います。

それから、奨学金のことについてですが、確かに今、高校進学は100%、そして大学は、にかほ市在住は67%が大学・専門学校、それからいろいろなところに進んでいます。そして昨日も市長が申し上げましたが、67%が、ほかの大学に行って、ほとんど帰ってこないというふうな状態です。そしてまた、先ほど佐々木春男議員も申し上げましたが、全国で大学で調査したところが、貸与型の奨学金を受給している大学生73.3%が、まずその返済に本当に不安だというふうに考えてる——答えていました。当然その73.3%の中には、本市在住の学生も含まれているというふうに感じてもいいと思います。ただ、その私たちは、昨年度改正によって返済をまず12年に延ばしたというふうなことを、まず奨学生の皆さんに、そして紹介しながら、少しでもその手立てを支援をしていきたいというふうに考えて、まず一歩進んだというふうに考えています。ただ、先ほど申し上げましたように、先ほど、平成27年、平成28年も奨学金もらった人が22から25人が卒業しますが、その中で地元に残ったのが3人、4人です。でも思うんです。三、四人であっても、その子どもたちを、三、四人から、6人または10人に少しずつ増やしていく、そのためにも、まず一部を免除するとか奨励金を与えるとか、そうやってその三、四人のところを10人まで伸ばしていく。そして若者を定着させていくというふうな捉え方をすれば、その一部免除、奨励金を与えるというふうなことは、いろんな意味で市として今後考えていかなきゃいけないというふうに考えております。以上です。

●議長（菊地衛君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（福祉事務所長）（伊東秀一君） 児童扶養手当の年3回支払いを毎月の支払いにという、そういう拡充はできないかという御質問でありますけれども、現在、手当の支払いにつきましては、年3回、12月から3月分は4月に、4月から7月分は8月に、そして9月から11月分は12月ということで、お話のとおり年3回の支払いをしています。ただ、この支払いにあたっては様々な届け出が関連してまいります。例えば現況届ですとか、資格の喪失・取得、様々なそういう届け出業務もございまして、それらの届け出を反映しながら支払いに充てるということになりますと、その連動性が非常に難しい部分がございます。そういう意味から、現状の3回支払いというようなことになっているのではないかと——制度的にそうなっているのではないかと私も考えておりますので、にかほ市として毎月支払いというような拡充はできないというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育次長。

●教育次長（齊藤義行君） 就学援助費のことについてですけれども、案内と申請については先ほど御説明したとおりでございますけれども、期限を決めてはいるわけですけれども、時間外ということに対しても職員は対応してますし、期限にぎりぎりだという方に対しても、対象者に対しては電

話で御連絡をいたしまして、何とか申請した方がいいというふうな連絡もさせていただいております。なかなか初めての人も中にはいるわけでして、そういう方に対してもこちらから電話連絡して内容を説明して、提出していただく。あるいは分からない場合は、来ていただいてこちらの職員が教えながら書いていただくということも重々やっておりますので、その点については御理解をいただきたいと思います。

もう一つ、基準についてですけれども、先ほど、ほかの例で600円オーバーして基準外になったという例もあったようですけれども、にかほ市の場合については、すれすれの例は今のところないので、そういう判定にはならないわけですけれども、こういうことも含めてどう対応すべきかということは今後私どもでも検討してまいりたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） 答弁ありがとうございました。どの制度も利用される方に寄り添う見方、考え方で進めてもらいたいというふうに思います。例えば先ほどありましたように——次長からお話ありましたように、就学援助、これは義務教育は無償ということでもありますので、要件は満たせば気軽に利用できるものになることを——そういうふうに使えよう形になることを希望しまして質問を終わります。

●議長（菊地衛君） これで4番佐々木春男議員の一般質問を終わります。

所用のため休憩をいたします。再開を11時25分といたします。

午前11時18分 休 憩

午前11時25分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

13番伊東温子議員の一般質問を許します。13番。

【13番（伊東温子君）登壇】

●13番（伊東温子君） 13番伊東温子です。一般質問を行います。

今回は、本市の観光への取り組みについてお伺いしたいと思います。

昨年8月に、私たちと他会派と一緒に、北海道の松前町と富良野市の観光の取り組みについて視察に行ってきました。人口減少からの人材不足、北海道新幹線の開業や気候変動などの環境変化により、観光客の減少に悩む松前町の現状は、身につまされるものがありました。一方、富良野市は全国地域ブランドランキング7位の観光地ですが、ドラマ「北の国から」が終了する平成14年の240万人をピークに観光客が減少し、平成27年に入ってようやく増加に転じています。平成27年の観光客入り込み数は188万人、宿泊延べ数75万4,000泊、外国人観光客12万人、宿泊延べ数は12万2,000泊となっており、外国人観光客の長期滞在がうかがえます。また、5年ごとの経済効果調査によると、日帰り客の消費単価を8,333円、宿泊客の消費単価を2万8,950円として、観光による経済効果額を290

億円と算出しております。これに加えて産業全体における消費金額は429億円で、富良野市は人口2万2,000人のうち、経済効果に対応する就業者は3,400人です。うち、市内就業者は2,837人となっております。観光、特に経済効果を引き上げる外国人観光客の誘致に力を入れている理由は、ここにあると思います。観光課にも観光協会にも外国人対応の職員や、滞在が最も長いオーストラリア人のスタッフを配置しています。そこで伺います。

1、本市では、観光経済効果について調査を実施していますか。その効果額は幾らになっていましたか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、伊東議員の御質問にお答えをいたします。

観光経済効果についての御質問でございます。

質問されて、大変すばらしいなと富良野市は、そう思いました。思いましたが、先般、観光経済調査の手法について、富良野市の方に確認しました。確認したところ、富良野ではコンサルに委託して経済効果を算出しているようでございます。ただ私どもにかほ市の方では、業者に委託してそういう調査を行っておりませんので、秋田県の観光統計、これに基づいて交流人口と宿泊者数に基づいて算出してみました。これはあくまでも数値上ですから、これが実際かどうかはちょっと私も分かりませんが、例えば平成27年度における秋田県の観光消費額単価でございますが、日帰り県内客4,886円、同県外客7,892円、宿泊県内客1万8,698円、同県外客4万1,112円、外国人宿泊4万3,455円、ビジネス宿泊の県外客2万5,368円、ビジネス宿泊の外国人、これが6万856円としております。これを平成27年度の実績に基づいて算出いたしますと、日帰り客の消費額は約99億円、宿泊客の消費額が約17億6,000万円で、合わせますと116億6,000万円という計算となります。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） にかほ市もかなりの経済効果額があるということが分かりました。富良野の方では、専門家の方に——コンサルタントの方に委託してるということではありましたけれども、私が伺ったところでは、やはり観光課の方で、観光課の主体で日帰り客、宿泊客、そういったものを調査してるようです。そして、その数をもって、経済効果額を出すにあたってのいろんな係数があるそうなんですけども、その専門分野に係る分については、そちらの方に委託していますということだったんです。で、私がなぜこういうことを聞いたかと申しますと、にかほ市には観光資源が豊かで、それから、いろんな国指定のものやら何やら、近年、重点道の駅の指定もありましたし、そういう経済効果をもたらすようなそういう指定環境、そういう観光環境も非常に優れてると思います。その中で、よく市民がおっしゃるんですけども、何か観光で実績をあげてるかどうか見えてこない、こういう声をよく聞きます。それで、富良野に行った時にこういう数字を出された時に、これはやっぱり観光を産業として捉えるならば、やっぱりこういう調査・分析、その上に立った施策が必要なんではないか、そういうことを思いましたので質問したわけです。で、後にも出てきますので、ここではこういう、市にとってより近い数字を出すような、そういうことは検討されていないものでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 今申し上げたことは、県の単価に基づいて観光交流人口で算出したわけですが、前段の職員がどういう形で調査しているかということについては担当部長からお答えさせますが、やはり専門的な形でやっぱり5年に1回とか何年に1回とかというのは、やっぱり専門的な知識を持ってるところから調査をしてもらうこともひとつの方法だと。ただ富良野市の場合は、大変観光から全体の消費額も500億円ぐらいあるわけですけども、決してにかほ市も消費額が全体からすると少ないわけではないです。富良野よりはずっと大きいです。平成17年の国勢調査の調査結果を見てもですね、富良野よりは全体の消費額としてはにかほ市の方がまだ多いので、その点については御理解をいただきたいと思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤克之君） それでは、再質問についてお答えしますが、最初に秋田県の調査概要について若干触れたいと思います。

調査期間は、平成27年1月1日から同年の12月31日までの期間でございます。消費額の単価につきましては、県内の11カ所のうち、いずれかを訪れた人を対象にアンケートを行っております。にかほ市の中でも象潟のねむの丘に県の方で委託された業者が来まして、一人一人というアンケート調査を行っております。聞き取り調査になりますけども。その項目としましては、交通費、宿泊費、土産代、入場料、その他というふうな分類に分けて、それぞれ幾らぐらい使ったかというふうなことを聞き取りして、その県の平均数値が今市長がお話しました単価になっているわけです。それから、各施設の入り込み客数については、市内何カ所か観光地あるわけですけども、その数値は市町村で把握している来客者数を掛けておりますので、単価云々についてはいろいろな見方があるわけですけども、それなりに近い数字をはじき出していると考えております。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） にかほ市の観光もかなりの経済効果をもたらしているということで、これはぜひ市民の皆さんにも広報でもよろしいので周知して、なお一層の観光への取り組み、そして市民の協力、そういうものを仰いでいくべきだと思います。

次の質問です。本市に訪れる観光客の観光先や滞在中の過ごし方など、その動向をどのように分析されていますか。また、分析をどう経済効果につなげていますか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 2番目の観光客の動向分析についてでございます。

平成27年度の観光入り込み客数が最も多いのは、象潟ねむの丘であります。それ以外、1カ所当たり2万人以上来ているところでは、鳥海山鉾立、蚶満寺、中島台レクリエーションの森、元滝伏流水、奈曽の白滝、仁賀保高原でございます。その中で鳥海山鉾立が——先ほど2万人以上の代表的なところを申し上げましたが、鳥海山鉾立が6割を占めているということですので、ねむの丘と鳥海山鉾立の2カ所に立ち寄る観光パターン、これが最も多い状況となっております。

先ほど観光消費額単価を申し上げましたが、やはり経済効果を高めるためには、通過型からどう

滞在型に高めていくか、これが重要であるし必要であるとも考えているところでございます。また、滞在型を促進するためには、本市に限った観光ではなく、近隣の自治体と連携した広域観光が重要であると考えております。本市では御承知のように、にかほ市に隣接する観光拠点センターにかほっつとで、県内あるいは庄内地方の観光情報も提供しておりますけれども、いろんな主要な観光地には、宿泊施設の情報も含めて観光情報の発信を充実させながら、周遊観光、いろんなところを見て回るような観光を高めながら滞在型観光につなげていきたい、そのように考えているところでございます。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 2万人以上立ち寄るといふ場所を今見ていると、鉾立はそれ自体として販売するところもあります。それからあと、ねむの丘はそれこそ買い物客が訪れるし、そういう施設になってます。ところが、その他ですね、蚶満寺とか中島、そういったその他のところは、お店がちょっとはあってもそんなに規模ではないし、これを回った時にちょっとこう商業施設っていうんでしょうか、何かこう、例えば直売とかそういう足を止めて何かこう買うような施設がちょっと山の方には見当たらないんです。こういうところにこう、こういうところの経済効果っていうか、に結びつけるための施策っていうものはどのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 先ほど申し上げた主要施設に商業的な施設を整備するという事は、やっぱり無理があると思います。例えば、小規模ですけども蚶満寺にもそれぞれ2店舗ほどありますが、あそこの経済地に市がそういう施設をつくるということは、まず当然無理です。それから、中島台も若干プレハブですけども販売もやってるし、それから仁賀保高原については、土田牧場を主体にしながら——あそこは結構売り上げあると思いますよ、ああいう形の中でやっていますが、その他の施設については、現在のところそういう施設を整備するという考え方はありません。それなりにもうければやる人もいるんだかもしれないけども、奈曽の白滝でもやっぱり前はやってたんですよ。けどもやっぱりなかなか買ってもらえないのかどうか分かりませんが、やっぱり店を閉めたというふうな経緯もありますので、今の段階でそれぞれの施設に、今ないところにね、就業施設をするというのは市としては考えておりませんが、民間、あるいは市民の皆さんがやりたいのであれば応援はしたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） それぞれの観光地にお店を置くというよりも、やっぱりこう周遊してきた時に立ち寄るところ、例えば山の方なんですけど余りないんですよ。それで、後で出ますツアーのコースを見てると、一度登って行って一旦下に下りて食事してまた上に行くというような、そういう何かコース、そういう設定が多かったんです。なので、やっぱりにかほ市独自の企画したツアーであれば、やっぱり下に下りてもまた上に行ってこう回り直すという、そういうことも考えられますけれども、よそからもし入ってきた場合、そういうことを想定しますと、そのままこう通過されてしまうんじゃないかと、そういうこともちょっと懸念します。それで、それに関連しまして鶴泉荘、あそこの場所も今は食事もできない。それから、宿泊もやめました。で、山に来る人たちの話

を聞くと、自分たちはそんなにこう望まない。食に関しては望まない。だけど素泊まりでもいいから、あそこはいいところなので泊まらせてほしいと、そういう声が結構あります。そういう点で、どこかポイントとしてそういう施設を充実させるような施策はとられないでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 私の考えてる周遊というのは、先ほど申し上げましたように広域的な連携の中で周遊観光地を目指そうということです。それから、お土産品買うにしても、ある程度品揃えのあるところに、やはり観光客はそこで買い物をしようとするので、それぞれのところに小さいものつくってもそんなに就業的なものの効果はないと私は思っております。

それから鶴泉荘、確かに食堂、隣接してありましたが、やれないということでやめました。宿泊も今のところ、食事も提供できませんのでやめておりますが、こうしたお客さんについては、上郷地区には白滝という旅館もありますので、そういうとこにつないでいくという方法もひとつの方法ではないのかなと思います。いずれこのことについては、担当部長から補足あれば答弁させます。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤克之君） そうすれば、若干ですけどもお話したいと思えます。

最初に、周遊の施設でございますけども、いろいろと民間の方でも以前から考えておったようですけれども、やはり間に合わないというか、赤字経営が目に見えているというふうなことで、なかなか事業の実施には至っておらないようでございます。

あと、鶴泉荘の宿泊云々でございますけども、やめる云々があった時にですね、費用対効果として大分赤字がありまして、施設についても大分老朽化が進んでおりまして、平成29年度の修繕料にもそれなりの金額はあげておりますし、市内の宿泊施設の経済効果も考えれば、市で鶴泉荘でですね泊めるというのもひとつなくてもいいのかなと、そのように思います。以上です。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 結構、鶴泉荘を惜しむ声があるもんですから質問いたしました。

次にですね、3番にまいります。新たに策定される総合発展計画には、外国人客の誘致が挙げられています。外国人客の現状をどのように把握されて、分析されていますか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） (3)の外国人客の現状等についてでございます。

初めに、本市の状況でございますが、昨年度の外国人観光客の宿泊者数は21人でした。内訳としては、中国が6人、ドイツが6人、台湾5人、韓国2人、北米が2人ございました。

総合発展計画でもインバウンド、これの対応を掲げておりまして、総合戦略では平成31年度のK P Iを外国人宿泊客数600人としております。これはなぜ600人にしたかという、秋田県の宿泊者数の1%が外国人でしたので、これを、この1%をにかほ市でも一つの目標としたところです。それで600人というふうな形の観光客をK P Iの中で示したところでございます。現在秋田県では、台湾、韓国、タイからの誘客を促進しておりまして、外国人旅行客のトップは台湾で、平成27年は1万3,540

人、平成28年の11月末時点では2万1,310人となっております、前年を大きく上回るペースで推移しております。2位は韓国、平成27年は1万2,460人に対し、同じく平成28年11月末時点では7,030人、結構落ちてきてるわけですね、韓国の場合は。こうしたことから、本市においても台湾からの誘客促進を図るために、昨年、秋田県知事とともに台湾へのトップセールスを行ってまいりました。知事と共同のプロモーションもありましたけれども、私は単独で、その後に単独で現地の旅行会社4社を訪問して、本市の状況と、それから認知度、そういうものをいろいろ見てきましたけども、全く、酒田から——酒田までは分かります。酒田から男鹿半島を含めて、全然台湾の旅行会社は分かりませんでした。それで、えーっ。これはたまたま私があればですよ、訪問した会社4社ですよ——方々は、酒田までは分かるんです。「おしん」の関係とか山居倉庫の関係。それであそこまでは来るんですけども、それから中の方に入っていくと——海岸端に行かないで。それでいろいろトップセールスして、いやあ、こんないいところあるんですかというふうなお話も聞かせてもらいました。ですから、やはり台湾はいろいろな文化にも興味ありますし、それから安くてうまい料理の中でもカニを食べたいと。カニを安く食べたいというふうなお話もありましたが、そうした形の中でトップセールスをしてまいりましたけれども、秋田で一番というのは、本当はですね秋田っていうのはね、紅葉なんです、旅行会社からすると。雪は北海道なんです。雪は北海道。紅葉が東北。秋田というよりも東北というふうな位置づけをしております、雪もここにはありますけれども、今月の26日から来月の14日にかけて台湾の2社、これ秋田空港発着のチャーター便合わせて13便運航されます。13便。今月の26日から来月の14日にかけてですね。それから、昨年、私も知事と一緒にいった時に、秋田県と台湾の高雄市と覚書を結んでおまして、それでいろいろ交流をやりましょうというような形で話が進んで、2月の11日に竿燈が向こうに行って披露されたという経緯もあります。そういう形から、ぜひ8月の本番を見たいという声が大きかったという声も聞こえておりますが、ただ私言われてきたのは、インバウンド、インバウンドと言うけれども、あなた方も台湾に来てくださいと。来なければインバウンドなんて進みませんよと、そういう話もされてまいりましたけれども、いずれにしても私たちも行きながら、やっぱりここをPRして、一人でも多くここに台湾からのお客さんをお呼びしたいものだなということで、今年予算の中に外人の宿泊者に対して1人3,000円を補助しようという形で予算を措置しているところでございます。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） この中でですね、来町された外国人の観光客の数字があがりましたけれども、これはどのように把握されたもので、そしてその方たちの目的っていうんでしょうか、そういうものはどのように分析していらっしゃいますか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） ただいまの質問については、担当の部長にお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤克之君） それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

それぞれの宿泊者数については、それぞれの旅館・ホテル等からの聞き取りの数値でございます。

その目的等については詳しいことが分かっておりませんが、知人等などの知っている人が連れてきたり、そういうふうな感じと聞いております。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） では、このほかにも来ている可能性っていうのはあるわけですよね。そして、その方たちがどういうところを見られたかっていうのは分からないわけですか。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤克之君） ただいまの御質問にお答えします。

このほかにですね、小さな旅館っていうか、こちらの方では市内だけのホテル宿泊者数でございますので、あとは個人の住宅とかそこら辺は分かりません。あとは、どういうふうなところを回ったかというふうなことについても、細かい聞き取りはいたしておりませんでした。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 結構場所について詳しい外国の方も来ていらっしゃるようです。外国表示もやられるということで、期待したいところです。

次の質問に移ります。同じく4番です。同じく総合発展計画には、広域連携による観光振興が位置づけられています。

1、観光連携のコンセプトは何ですか。

2、他と差別化できる本市のブランドは何だとお考えですか。

3、連携にあたって課題となることは何ですか。また、その課題に対する取り組みをどのように行おうと考えていらっしゃいますか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、(4)の①観光連携のコンセプトについてでございますが、先ほどの御質問で、観光による経済効果を高めるためには広域連携による滞在型の観光の促進が大切だと、そのように申し上げました。宇宙から見た地球は国境がありませんと言った宇宙飛行士もおりましたけれども、同じように観光客は行政区域を意識しません。私たちもそうですが意識しませんので、自然、歴史、文化など、ストーリー性やテーマ性にとんだ多様な広域観光ルートを形成することが、この広域観光でも求められているというふうに考えております。また、単独での情報発信よりも連携して行うことが、発信力を高めることができます。日本ジオパークの認定を受けたことを契機に、これもさきに質問された鈴木敏男議員にもお答えしておりますが、山形県が事業主体となって、秋田県や3市1町が連携して、環鳥海地域海外誘客プロモーション強化事業として鳥海山・飛島ジオパークを活用したインバウンド事業を計画しているほか、鳥海山を囲む様々な組織がございますが、連携を強化しながら広域観光の取り組みを高めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

次に、②の他との差別化できる本市のブランドについてでございます。

広域連携における大切なことの一つとして、個性ある観光資源が連携することで、そのエリアに新しい価値観を創造することができると思います。本市における個性ある観光資源の一例としては、

駐車場からすぐに木道が整備されておりまして散策が容易ながら幻想的な雰囲気にも包まれる神秘的な森、中島台獅子ヶ鼻湿原、写真家が愛してやまない癒しの空間、元滝伏流水、それから、大地の公園、奥の細道、先ほどもありましたが外国人も結構俳句が好きな方がおりますので、これも一つの奥の細道の最北の地ということで、特色ある資源ではないかなというふうにして思っております。このほかにも、池田修三、白瀬轟、斎藤憲三などの人物にかかわること、あるいは日本で3番目に古い造り酒屋平泉、あるいは岩ガキやカナカブ、イチジク、タラ、上郷温水路群なども特色のある観光資源ではないかなと、そのように考えております。

それから、3つ目の③の連携における課題についてでございます。

現在考えられる課題といたしましては、自治体間の連携は結構図られていると思いますが、民間事業者の連携、これが一部ですが体制が不十分でないかなというふうに思っております。本市と由利本荘市においては、観光協会、商工会、宿泊施設、酒蔵、交通事業者、観光施設、土産業者などをメンバーとして、ねむの丘が事務局を行っておる由利地域観光振興会が設立されておりまして、パンフレットの作成や研修会、イベントなどを実施しておりますが、山形県とのそうした取り組みが進んでいないというのが現状でございますので、ジオガイドの養成、これも県境を越えてやっておりますので、こうしたことを踏まえながら民間団体が図られるような取り組み、これを支援してまいりたいと思っておりますし、将来的には民間主導の観光地経営組織、DMO、こういうものを模索するような形になってくれば大変うれしいなど、そのように思うところでございます。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） にかほ市にはいろんな観光資源がありまして、今市長もたくさん挙げられました。これは、市としてブランドとして誇るべきもの、売っていききたいものだと思うのです。このほかに、やっぱり観光客から見て、にかほはこんなものがあるんだ、これにひかれて来たという、そういうものは把握されていますでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） ちょっと私、今思い当たらないことですが、例えばですよ、文化的・歴史的に見ても、金浦の波除け石垣、ああいうのがどういう経緯でこういう形をつくったのかというのは、興味ある人は結構興味あると思うんですよ、ああいうものね。だからね、いろんなものがあると思うんですが、ただ一つ一つの観光資源について、来た方々がどういう思いで来たか、私は今のところ承知しておりません。そのあたりは担当部長が補足できれば補足させますので。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤克之君） 私の方が聞いておるところはですね、やはり海水浴場がありまして、そのまますぐ山に行けると。あと山菜もとれますし、魚も当然とるわけですし、1ヵ所です。このようにですね自然環境が様々な形で体験できる場所はすばらしいと、そういうふうな話は聞いております。ただ一つ一つですね施設等名称については、細かくは聞いてはおりません。以上です。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） それが非常に大事だと思います。入り込み数が多いところっていうのは、

そこがやっぱり人気ポイントであるということにもつながりますけれども、さらに、先ほど言ったように今まで挙がってこなかったような、そういうこうにかほのブランド、それをどういうふうに施策につなげていくか、それがこれから重要なことになると思います。

それでは、次の5番に移らせていただきます。観光の取り組みに非常に参考になる資料として観光庁から平成26年に出された、官民連携した魅力ある観光地の再建・強化事業の報告書があります。

①この報告書について、観光関連の方々との検証は行われたのでしょうか。そして、どのようなことに取り組んだのでしょうかね。

2番目ですね。本市で進めてきた活動の継続はどうなっていますか。市が考える結果が得られたのですか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 次に、(5)の①観光関連の方々との報告書の検証についての御質問でございます。

平成25年度観光庁主催の官民連携した魅力ある観光地の再建・強化事業の活動結果が、平成26年の3月に報告書が提出されております。これを受けて同年3月末には、観光協会長を座長として、商工会、旅館・ホテル業組合、観光案内人協会、秋田県観光連盟などのメンバーで、にかほ市観光振興プロジェクトミーティングと題しまして検討会を開催し、本事業の検証を行ったところでございます。この会議の際、数多く課題が挙げられた中で、何よりもにかほ市で行わなければならないことは、にかほ市観光協会の着地型旅行会社としての育成であるとされております。そしてメンバーも同様の認識であったことから、今後優先すべき取り組みとしての共通理解が図られたところでございます。報告書での今後の目標活動項目では、観光課と観光協会の役割分担を含む9項目の地域内事業、それから首都圏などにおける旅行会社を含む5項目の地域外事業でございます。

次に、②の活動の継続と結果についてでございます。

平成25年度に実施した観光庁の官民連携した魅力ある観光地再建・強化事業に取り組んだ団体が対象となります、同じく観光庁の平成26年度観光地ビジネス創出の総合支援事業に継続して取り組んでおります。本事業は、観光地域づくりの主体となる団体の一つ特定して、その団体を自主的経営に誘導することにより観光地域づくりのビジネスにつなげていく、そうした取り組みを支援するというふうになっております。本市では、その団体を一般社団法人にかほ市観光協会として、モニターツアーや各種研修会・商談会などを実施して、収益力のある旅行商品化を図ることを通じて、自主財源の確保、こうしたことに取り組みなどを推進していく、そういうふうな形になっているところでございます。

そこで、にかほ市観光協会は第3種旅行業の登録を受けておりますが、第3種は、隣接する市町村からの発着に対してのみ応募型企画旅行商品を販売することが可能な資格でございます。そのため、にかほ市内発着での企画旅行商品を販売することとし、秋田空港から市内までの2次交通、この確保が不可欠となりました。そこで市では、こうした観光協会の取り組みを支援するために、秋田空港から専用バスを運行している市内企業と協議を重ねて、企業専用のバスを一般乗り合いバスとして

いただき、市でも運行助成を行いながら新たに平成27年4月に秋田空港から市内までのバスを運行したところでございます。しかしながら、平成27年5月に観光協会長が新しくなりまして、旅行業への取り組みが休止されました。さらには本年度において旅行業登録を廃止したと、そうした報告を受けておりますので、目指した直接的な効果は残念ながら得ることはできませんでした。しかしながら、間接的な効果としては、本市の観光資源を再認識して、市内の観光地、宿泊施設などの観光関係施設を中心に、本市を訪れる方々に対するおもてなしの心の大切さなどを学んだこととございます。こうした事業の効果は、すぐにはあらわれるものではないかもしれませんが、本市の観光振興にとって後々大きな効果を発揮する基礎となる活動が推進できたと思っております。現在は、にかほつと観光協会と観光課が入居して1年になりますので、今後はそれぞれの役割分担を明確にしながら連携を強化して、さらなる観光振興に取り組んでまいりたいと、そのように考えているところとございます。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 非常によく検証されたということでしたけれども、それがずっと引き継いでいない部分って結構あるような気がしました。なので、この結果を大事にするとともに、こういう取り組みを何年かごとに自分のところでも小規模にしながらでもやれるような、そういう体制をつくっていただきたいし、こうした専門家、いわゆる旅行業の専門家のような人材を何とかにかほ市に招致して、地域協力隊として専門分野を発揮していただいて、いろんな調査・分析、それから施策に対するアドバイスなど受けて、より一層、にかほ市の観光がよくなるように、そういう施策もあっていいのかなと考えているところです。

次にいきます。6番目です。平成28年度の外部行政評価報告書によると、観光協会の支援・指導、補助金交付の評価がBとされています。遡って平成27年度は、評価がCとなっております。

①観光協会も独立した団体ですので、指導ではなく、委託協議の関係ではないでしょうか。改めて市と観光協会の関係、お互いの役割について市の考えをお伺いします。

すみません。続けます。

②報告書では、観光協会の目的を総合窓口としての機能、観光にかかわるソフト事業全般を担うものと報告していますが、市が想定する事業効果を得られるだけの職員体制、市の支援は整っているとお考えですか。

③各種イベントや事業の結果についての報告・検証をどのように行っていますか。

④市に対し、観光協会からはどのような要望が出されているのでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、市と観光協会の関係、お互いの役割についてでございます。

観光協会は、行政などの公的機関と民間企業との中間的な存在として観光を推進する団体であると、そのように受けとめております。本市の場合は一般社団法人にかほ市観光協会ですので、独立した団体であります。独立した団体でありますけれども、財政的には自立をしておらず、市の補助金によって運営が保たれているという状態とございます。観光協会の現状としては、平成26年から

平成27年にかけて、事務局長を含めた職員の交代などが頻繁にあり、職員の経験や知識が蓄積されず、大変厳しい運営状態であったと思います。平成27年度事業に対する外部評価委員の御意見としても、観光協会への支援・指導を強化に指導することとしておりますが、運営の安定を図るためにはさらなる連携は必要だと考えております。また、役割分担については、先ほどの御質問にもありましたが、官民連携した魅力ある観光地の再建・強化学業の報告書に、観光協会はソフト事業を担当して多くの提案を行政にあげ、その結果としてハードを担当する行政と連携する流れ、これが理想的であると。要するにソフト関係の事業については観光協会が提案をして、ハードに係るものについては行政がしっかりやっていくと、そういう連携が大切であると、そのように報告書にあるわけですが、私もそのとおりでと考えております。

次に、②の観光協会の職員体制、市の支援についてでございますが、現在の観光協会の職員は、事務局長のほか、正職員2名、臨時職員3名、アルバイト1名でございます。観光協会が平成28年度の職員体制として計画しておりました人数は整っております。こうした人員体制を確保するために、昨年度、平成27年度の補助金額は1,000万円でしたが、平成28年度は1,270万円に増額しております。また、にかほっとへの入居に伴いまして、夜間と休日の管理委託、これは当然観光案内も行っていただいておりますが、委託料として130万円、そして、にかほっと内でのイベント開催費用として、さらに100万円を交付しているところでございます。予算的な部分でなく、日頃からも市の職員も支援しておりまして、2月初めには観光協会の職員5人、インフルエンザで倒れてしまいました。その際にも、市の職員がそれを補って補助業務なども行ってたところでございます。また、イベント等の開催においても同様でございます。市の支援としては、先ほどもお答えした秋田空港からのバス事業なども含めて、現段階で補助金が不足しているというふうなものは考えておりませんが、いろいろやっぱりあります。問題は、というのは、観光協会長はボランティアで無償になってますので、その点が今後どうなるのか。観光協会ですれなりの収益を上げることができればいいんですが、それも全て行政に頼ってくるのかどうかというものはあります。そういうことも今後の課題ではないかなと受けとめておりますが、まずは観光協会からは、観光客に対して親切丁寧な観光案内を心がけていただきたいな、そのように思うところでございます。

それから、観光協会の主なイベントは、勢至公園での観桜会、日本海花火フェスティバルにかほ、掛魚まつり、そしてトライアスロンなどのスポーツイベントでございます。これらについても観光課職員なども協力しておりますので、イベント終了後に改善すべき事項などについては書面で観光協会に提出しておりまして、そして協会が行う反省会に出席しながら、他の実行委員とともにイベントの内容の検証を行っております。また、イベントごとの決算が終了した際は、その提出を求めて、その予算執行状況なども確認をしているところでございます。

次に、④の観光協会の要望についてであります。最近の5年間は、書面による要望は提出されておられません。以前ですが、旅行業の取り組みについて支援をしてほしいというふうなものはありましたけども、最近の5年間は書面による要請はございません。しかし、現在観光協会と観光課は同じ建物に入ってますので、そういう要望書を出すとか出さないというよりも、日頃から連携を強化していくと、これが大切であると思いますので、これまで以上に観光課と観光協会がコミュニケーショ

ンを深めながら観光振興に図って推進してまいりたい、そのように思います。

●議長（菊地衛君） 伊東議員、時間がありませんので一言お願いします。

●13番（伊東温子君） いろいろと詳しい説明ありがとうございました。にかほ市の観光がより強いものになることを願ひまして、質問を終わらせていただきます。

●議長（菊地衛君） これで13番伊東温子議員の一般質問を終わります。

所用のため休憩をいたします。再開を午後1時30分といたします。

午後0時25分 休 憩

午後1時30分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

5番奥山収三議員の一般質問を許します。5番。

【5番（奥山収三君）登壇】

●5番（奥山収三君） 一般質問最後の質問となりました。よろしく答弁の方をお願いいたします。

私の方は、今回は項目としては、冬季道路の安全確保（除排雪）につき質問いたしたいと思ひます。

この冬は、皆さん御存じのように思ったほどの雪もなく、快適な日々であったと思ひます。その中で、1年半ば過ぎにはまとまった降雪がありました。その折、今年は雪のない新年を迎え、さらに暖かな日が続いたので多少安心感があったのか、除雪作業への行動が多少、年々よりも鈍かったような気がいたしました。特に象潟地区においては、バス通り、これは旧国道になるわけですが、除雪対象となっている狭隘な市道等に関しては対応が緩慢な状態があり、気になった次第です。これは、今回の質問は、あくまでも除雪対象となっている路線についての質問ですので、その点をお含みおきのほどお願いいたします。

バス通りでは、道路沿いにある電柱から道路中央寄り1メートルほどのところまで寄せられた雪が積み上げられ、非常に道路状態が悪く、幾度かそのような状態が見受けられました。せめて幹線道路であるバス通りは、きめ細かな除排雪が必要なのではないかと思います。私の知るところでは、海岸部より雪の多い山間部の上郷地区等は、比較的きめ細かな除雪が行われているようですが、市民の安心・安全な生活を考える上で、冬季に生じた災害時を想定し、避難路確保等にも配慮した除雪・排雪が必要なことと思ひます。このようなことを踏まえて、以下につき質問いたします。

(1)除雪依頼している事業所への作業周知はどのように行われているのか、伺います。

まず一つは、除雪対象となる積雪量及び排雪対象となる状況を伺います。

二つ目には、道路状況把握の業者の見回り体制をお伺いいたします。

この事業者の見回りに関しましては、3番目に同じように市の建設課の方の見回りも出てくるわけですが、私が聞く範囲では、請け負った事業者も朝早く自分の事業所が管轄する路線を見回り

して、それによって除雪するしない、出動するしないの状況を確認するんだというようなことを聞いた覚えもありますので、この2点につき質問いたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、奥山収三議員の御質問にお答えをいたしますが、冬季道路の安全確保（除排雪）についての各項目の質問については、担当部長にお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） それでは、奥山議員の冬季道路の安全確保についてお答えいたします。

初めに(1)についてでございますが、冬季の除雪につきましては、毎年建設課で除雪計画を作成しております。そして降雪に備えておるところでございます。

除雪事業者への周知につきましては、今年度におきましては、昨年11月18日に委託事業者との除雪会議を開催し、周知確認を行っているところでございます。

①の除雪対象となる積雪量及び排雪対象となる状況についてでございますが、除雪の出動基準としまして積雪が10センチを超え、交通に支障を来す場合、または気象情報により降雪量が10センチを超え、交通に支障を来すことが予測される場合に、除雪作業を実施することとしております。また、排雪に関しましては、堆積・堆雪余裕幅のない狭隘路線及び特に交通量の多い住宅連担地域の路線におきまして、除雪によって路線等に堆積した雪により、緊急で交通に支障があると認められる場合には、運搬排雪作業を行うことになっております。

②番の見回り体制についてでございますが、道路の除雪の受託事業者は、早朝の作動除雪時間であります午前3時をめどに除雪路線のパトロールを実施し、除雪を要する時には直ちにオペレーターに出動を要請することとなっております。また、パトロール中に降雪があった場合は、午前6時までに路線の積雪状況等の把握に努め、出動基準を超えた時には出動要請をすることとなっております。以上です。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） ありがとうございます。そこです、幾つか再質問したいと思うんですが、この(2)番にも関連してくることですけども、今、一応パトロール、午前3時パトロールというような話されてきたけども、これは雪を寄せる場合に——除雪する場合に、雪寄せる場所、そういうところなんかも一応市の方で指定されているものなのかどうか。もしそれを指定されていないとすると、それは業者が判断して除雪の場所を決めているのかどうか、その点お願いします。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） ただいまの除雪、雪を寄せる場所の指定ということでございますけれども、各路線において除雪した雪の堆積場所の特定は行っておりません。受託事業者のオペレーターにおいて、それぞれ例年の置いてる場所に除雪した雪を堆積しているようです。しかしながら、オペレーターや委託事業路線の業者が変わった場合に若干例年と違う場所があったりしまして、本年、一部そちらについて問い合わせがあったことがありました。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） この件についてはですね、旧象潟町のある民間の商店がやめられまして、その駐車場の入り口に寄せられてですね、非常に迷惑したというようなことがありまして、それで私はその持ち主の雪寄せられた場所の方に聞きに行ったら、いや、何も市からの方の雪寄せてもいかどうという打診あったんですかって言ったら、いや、そういうことは一切なかったと。朝起きてみたら雪がどっさり寄せられてあったというようなことだったんです。多分業者が、今おっしゃったようにオペレーターが判断して置いていったものじゃないかと思うんですが、いずれにしましてもそこに、その持ち主の方に一言前もって断れば一番いいんでしょうけども、もしそういうような事例があるのであれば、すぐ排雪する、雪を捨てるというような対応をしていただければ非常にありがたいと思う次第ですので、その点ひとつよろしく検討しておいていただくようお願いいたします。

それと同時に、この件に関して、除雪っていう作業そのものに関しては機械を使うわけですので——大型の特殊車両を使うわけですので、オペレーターの技量、その技術によって非常に左右されるものだと思うんです。ある町内では、朝起きたら確かに除雪車が行ったと思ったと。作業灯がくるくる回って、あっ、今日は除雪に来たんだなと思っていて起きたらば、単なる圧雪状態であったと。タイヤで通り過ぎて、排土板といって寄せるやつ、それを下ろしていったわけじゃなかったよーだというようなことも聞こえたりしてますので、今言ったようにオペレーターの技量に十分上手下手は左右されるものではないかと、これは私もそのようには思ってます。

いずれにしましても、そのように雪の寄せる場所もできれば市の方である程度見て、今後考えていただければと思っておりますので、その点よろしく願いいたします。

次に、二つ目の事業者へ除排雪作業程度等の指示があるのかどうか伺います。

これに関しては、ちょっと漠然としてますので質問が、具体的なことを言いますと、例えば道路幅員、幅の何割は確保してくださいとか、そういう作業指示があるのかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） (2)についてでございます。作業指示についてでございますけれども、除雪作業につきましては、先ほどの御質問にお答え申しておりましたが、除雪出動基準並びにパトロールの状況により、委託事業者の判断により作業を実施しております。このほか、市担当者のパトロールや自治会長等の情報により、不測があれば具体的に路線等を指示し、作業の指示を行っております。また、排雪作業を実施する場合がございますが、基本的には建設課からの指示により行うこととしております。

なお、事業者が委託されてる路線内で排雪が必要と認められるような場合は、市の方に連絡をいただきましてそれから指示をするような形になっております。

あと、今お話にありました道路幅員の何割を除雪してくださいという部分の指示ですが、何割という数値的な部分は申しておりません。先ほどもちょっと迷惑してあったという、駐車場への除雪の雪の堆積でございますが、道路の状況、沿線上の住宅のぐあいとか様々ございますので、何割と

かという基準は定めておりません。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） バス通りに関して言いますと、今回、今回って、この1月半ばの降雪の時期にですね、バスがようやく1台通れるかぐらいの幅員、幅しか除雪していないような場所も見受けられたんです。それでですね、今先ほどの質問になったわけですけども、排雪に関しても市の方の指示っていうようなことをおっしゃってましたけど、じゃあ、排雪する場合の指示出すのは、これは市の方の職員が、これは3番目に引っかかってきますけども、日常見回りにされているものなのかどうなのか、それをお聞きいたします。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） ただいまの御質問でございますが、(3)にもかかわってきますけれども、担当職員が市内の路線を巡回しております。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 分かりました。一応、市の職員が見回ってるということだということなのですが、そういう、1月のですね、この件に関しては、象潟の旧国道7号のですね、どう言うんでしょう、町名からすれば荒小屋、横町、あのかいわいの道路は非常に狭くてですね、先ほど言ったバス1台も通るか通らないかほど、まあ極端な言い方ですけども、それぐらいの時期もあったんです。それで、じゃあ、これがきっと除雪に来るんだろうと、除雪じゃない、排雪に来るんだろうと思っていたんですけども、結果的に排雪はされずに終わってしまったわけで、この冬が終わったわけですけども、ということは、その今言ってるその路線に関しては一応見回りはされたということでしょうから、排雪の対象には至らなかったっていうことなんでしょうね。それだけちょっと確認したいと思いますので。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） 今シーズンにおいては、排雪の指示はしておりませんでした。1月の15日・16付近が大雪で一挙に雪が降ったものですから、除雪を優先して作業をしながら、あと追加、緩んできた後には路面を出すということの部分で除雪を最優先しておりまして、今シーズンの排雪の指示は行っておりません。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 分かりました。いずれにせよ、今回はそんな大したことにはならなかったみたいでほっとしてるんですけども、これが毎年のごとでありますので、ぜひ、きめ細かなですねパトロールをぜひ今後お願いしたいと思います。

それで最後の質問になるわけですけども、現在、現在っていてももう3月ですので、最近はそういうことが、苦情はないとは思いますが、この冬の町内会等からの除排雪に関してですね、要望や要請等もしあったら、その内容・件数をお聞きしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） (4)番の町内会等からの要望等の状況でございます。

2月末現在の状況でございますが、要請・苦情等含め、全部で224件届いております。その内訳と

しましては、自治会長からの要請としましては、除雪・手直し・拡幅等63件ございました。また、個人からの要請・苦情等も161件という形になっております。その主な内容でございますが、先ほどちょっと触れましたけども、雪が緩んで通行困難である。除雪した雪で道路幅が狭く、自動車の交差が不便である。自宅や車庫前に雪を置いているというような内容になっております。以上でございます。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 224件ということですので、これはどうなんでしょう、例年から見れば多いのかどうかちょっと僕も分かりかねますけども、今その内容として、自宅の前に雪を置いていて、これは僕はね、やっぱりやむを得ないことだと思うんですよね。これはやはり各屋々で、まあ処理してもらおうとか、それは僕も理解できるんです。ただ、高齢の方が住んでる場合は、やはりそれを近隣の地域の住民もしくは町内会で協力し合ってやっていくというのが、これは非常に僕は大事なことだと思いますので、その苦情が、今言った自宅前にというのは僕はそんなに気にはならないんですけども、やはり道路の通行に支障があるというような苦情には、やはり迅速にですね対応して、きめ細かなですね除雪をやっていただきたいと。それで今、なぜこの件数を聞いたかということ、やはり先ほどおっしゃったように、来たと思えばただ踏みつけていってしまうと、排土板を下ろさずにただそのまま通り過ぎていってってというようなことも聞こえてきましたし、それがただ単なる1町内のことかと思ったら、結構ほかの方にも出てきてるみたいですので、その点を行政の方でもですね、しっかり業者に対して指導なり何なりするようにしてお願いできればと思います。

それで最後にですね、この業者、要するに請負、そのあれする決める業者は、建設業だと、もちろん建設業になるわけですけども、Aクラス、Bクラスというのはあるのも分かるんですが、例えば今まで除雪関係をやってきたベテランというか、経験っていうか、そういうことを十分踏まえた上で依頼されてるものと思うんですが、最近は非常に建設業界も業者が少なくなって、頼みも大変頼みづらいというか、選ぶのも大変かと思うんですが、もし分かる範囲であれば、そういう何て言うんでしょう、経験者、経験のあるその業者に当然依頼してるとは思うんですけども、そこを最後にちょっと確認したいと思いますので教えてください。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） ただいまの御質問でございますが、市内の委託除雪路線につきましては、建設業事業者の方に依頼しております。で、今お話あったとおり、ベテランで技量のあつたオペレーターがたくさんおればよいんですが、やはり建設業界の方も人材不足でオペレーターの確保に難儀しているようでございます。基本的には前年と同様の委託路線を同一業者に委託し、先ほどの迷惑のかからないような雪の堆積の仕方をするためにも同一業者に頼んではおるんですが、今年度1路線、事業者が変わった路線地域を担当したところにおいては、やはり先ほど奥山議員の方で申したとおり、予定してない場所に、ふだん置かない場所に雪を置いたというような話もありました。今回の奥山議員からの御質問・御意見をですね参考に、次のシーズンの除雪に備えていきたいと考えております。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君）　今回は、この除排雪についての一般質問で質問させていただいたわけですが、これは先ほどからお話してるように、冬場ですね災害が生じた場合のことも想定して、ぜひきめ細かな除排雪を今後やっていただくよう検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。これで質問を終わります。

●議長（菊地衛君）　これで5番奥山収三君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後1時52分　散　会
